

■ 研究論文

# 企業集団の財務諸表開示に関する一考察

## —連結財務諸表の背景とその構造—

A Study on the Disclosure by the Financial Statements of the Entitie  
—On the Background and Constitution of the Consolidated Financial Statements—

神奈川大学大学院 経営学研究科  
国際経営専攻 博士後期課程

半 澤 繁

HANZAWA, Shigeru

■ キーワード

投資意思決定有用性、親会社説、経済的単一体説、収益費用観、資産負債観

### 1 問題の所在

連結財務諸表に関する会計基準は、「連結財務諸表は、支配従属関係にある2つ以上の企業からなる集団（企業集団）を単一の組織体とみなして、親会社が当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を総合的に報告するために作成するものである。」<sup>1</sup>と連結財務諸表について定義する。

現代の企業は、経済活動の拡大化・多様化に伴いその活動範囲がグローバル化し、法律的に独立した企業として単独で活動するのではなく、企業集団を形成することにより経済的活動を行っている。このような企業集団（グループ）を経済的に一つの独立した企業体としてみなして、その経済的実態を開示する財務諸表が連結財務諸表である。企業集団を形成する企業は法律的に独立した1企業として取引行為を行っており、それら複数の企業を集団として捉え連結財務諸表として開示する場合、どの範囲まで企業集団に含めるのかという

問題（連結の範囲の問題）が生じる。また、どのような観点から企業集団に対する投資や取引の実態を開示するのかという問題が生じる。この場合に、連結基礎概念（親会社説・経済的単一体説）の捉え方が一つの重要な指針になる。連結基礎概念の背景には、企業集団に対する投資をどのように捉えるか、すなわち親会社の子会社に対する事業投資と捉えるのか、それとも企業集団全体に対する投資と捉えるのかという問題があり、投資家の意思決定有用性の問題と密接不可分の関係にある。本稿においては、投資意思決定有用性を念頭に、連結の範囲の問題及び連結基礎概念（親会社説・経済的単一体説）の問題について考察することにより企業集団の経済的実態を開示する連結財務諸表の意義を明らかにすることを目的とする。

#### (1) 連結の範囲の問題

現行の法制度のもとにおいては、自然人（個人）と法人（企業）のみが権利義務の帰属主体として取引行為の主体となることが認められている。こ

れら取引の主体は、私的自治の原則のもと自らの自由な意思に基づき契約による取引行為を行うことができる。従って、自然人（個人）の場合、勝手に他人の意思に反して他人の契約すなわち取引行為を行うことは原則として認められない。一方、法人（企業）場合、親子会社にみられるように、他の法人（企業）を自らの支配下に置きその意思決定をコントロールすることにより他の会社についての契約すなわち取引行為を行うことが可能になる。従って、ある法人（企業）が他の法人（企業）を支配下に置き、他の法人に損失を計上させ自らが利益を計上する取引を合法的に行うことが可能となる。

会計上、個別財務諸表による情報開示は、法人単位に開示することを原則とする。従って、上記の法人の例によれば、一方の企業が無限の利益を計上し、他の企業がその分の無限の損失を負うことによる個別財務諸表の開示が理論上可能になる。このような財務諸表は企業の取引行為を始めとする経済的実態を正確に開示した財務諸表とは言えず、投資家を始めとする利害関係者（ステイクホルダー）の意思決定に役立つものにはならない。従って、統一した指揮管理下にある企業を企業集団と捉えて開示する連結財務諸表が必要になる。

## (2) 連結基礎概念の問題

連結財務諸表の開示の対象となる企業集団は、法的に1つの独立した複数の企業が親会社を頂点として、そのコントロール（支配）のもとに企業集団を形成し、経済的に単一の企業体として企業活動を行っている。このような企業集団に対する投資は、企業集団に対する支配力を有する親会社の事業投資とその成果をその本質とするのか、企業集団全体の企業価値の向上に向けた投資をその本質とするのかによって、投資家の意思決定に有用となる連結会計情報の基礎概念を決定することになる。企業集団に対する投資が親会社の事業投資とその成果を本質とするのであれば親会社説に基づく連結財務諸表による開示が投資意思決定有用性を有するのに対し、企業集団に対する投資が

企業集団全体の企業価値の向上を本質とするのであれば経済的単一体説に基づく連結財務諸表による開示が投資意思決定有用性を有すると考える。これらの立場は、連結財務諸表において、親会社の株主以外の（子会社の）株主である少数株主持分の位置付けに影響を与えることになる。

以上の問題点に対し、本稿では連結財務諸表の基本原則を概観し、その歴史の変遷を検討した上で、各問題点の核心を究明し連結会計情報の投資意思決定有用性を解明する。

## 2 連結財務諸表の基本原則

### (1) 連結財務諸表と会計公準

会計理論は、それ自体に真理を構築するのではなく、企業を取り巻く社会経済状況を前提に構築されていくことになる。この際、会計理論を直接導くものではないが、企業会計の会計原則や会計手続きが成立するための基礎的前提または仮定的要件となるものが会計公準である。ギルマンは「会計コンベンションとは、会計の歴史的経験を経て帰納される会計慣習であり、したがって、それは現実に成立している企業会計の仕組みや特質を説明する基礎を与えるものである」<sup>2</sup>として、企業実体の公準、会計期間の公準及び貨幣的評価の公準を会計コンベンションとする。

本稿では、連結特有の観点から、これらの会計公準について考察する。

#### ① 企業実体の公準

企業実体の公準とは、認識、測定、記録、表示による会計報告を行う対象を出資者から切り離された企業（entity）を会計単位とすることをいう。連結財務諸表の場合、法的に独立した複数の企業が、経済的一体となって経済活動を営んでいるときに、それら複数の企業を企業集団として1つの会計単位として把握することになる。従って、連結財務諸表は法的に独立した企業ごとに開示される個別財務諸表とは異なった前提に基礎をおくことになる。

会計単位とされた企業の財産が、資本主に帰属するものとして情報開示する資本主理論<sup>3</sup>と、企

業自体に帰属するとして開示する企業主体理論<sup>4</sup>がある。資本主理論によれば、企業集団の財務諸表開示は、資本主たる親会社に帰属する財産に対する情報開示を行うため親会社持分割合に応じた資産、負債、収益及び費用を開示する比例連結が適する。一方、企業主体理論によれば、企業集団全体に帰属する財産に対する情報開示を行うため企業集団に帰属する資産、負債、収益及び費用の総額を開示する現行の連結財務諸表が適することになる。

## ②会計期間の公準

今日の会計制度は、企業は永久に存続していくという継続企業の仮定が基礎をなしている。このような前提のもとでは、永続する企業の会計期間を人為的に区切り、期間利益の算定及び期末の財産を計算し、経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況を財務諸表に開示することが前提になる。「連結財務諸表の作成に関する期間は1年とし、親会社の会計期間に基づき、年1回一定の日をもって連結決算日とする。」<sup>5</sup> また、「子会社の決算日が連結決算日と異なる場合には、子会社は、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続きにより決算を行う。」<sup>6</sup> ただし、「子会社の決算日と連結決算日の差異が3か月を超えない場合には、子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、子会社の決算日と連結決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行うものとする。」<sup>7</sup>

会計上、期間計算を行うにあたり、フローを重視して行うのか、ストックを重視して行うかにより依拠する会計観が異なることになる。フローを重視して期間利益の計算を行う場合、実現した収益からそれに対応して犠牲となった費用を差し引く期間損益計算を行うことにより当期純利益が算定されることになる。(収益費用観) 純利益は配当可能利益として投資と投資から得られる成果を開示する情報として、貨幣の時間価値を考慮した将来キャッシュ・フローの予測に有用なものになる。一方、ストックを重視して期間利益の計算を

行う場合、期首の資産及び負債の差額である純資産と期末の資産及び負債の差額である純資産の差額(株主との直接取引による資本取引を除く)として包括利益が算定されることになる。(資産負債観) この場合、資産及び負債を公正価値で評価することにより、決算日現在の投資のポジションを開示し、市場リスクを反映した企業価値に関する情報として有用性を有することになる。

連結財務諸表の場合、親会社説は、連結企業集団の実態を親会社の子会社に対する事業投資として捉え親会社の投資とその成果を測定及び開示するという観点から、その前提として収益費用観による会計観が整合することになる。これに対して、経済的単一体説は、企業集団全体に対する投資をその本質とし企業集団全体の価値の変動を測定及び開示するという観点から、その前提として資産負債観による会計観が整合することになる。

## ③貨幣的評価の公準

会計情報の構成要素となる資産、負債、資本、収益及び費用は、貨幣単位によって認識、測定、記録及び開示されることになる。貨幣的評価によって会計情報は、信頼性及び検証可能性を具備することとなる。反面、貨幣によって評価できない企業情報は会計情報の対象外となり、また、インフレーションなどの貨幣価値自体の変動によって会計情報が歪められてしまうという欠点を持つことになる。

さらに、連結財務諸表において、海外子会社を連結の範囲に含める場合、個々の取引の換算ではなく、1企業(海外子会社)全体の貨幣価値の換算という観点から重要な問題が生じることになる。換算とは、貨幣による測定単位の変更である。在外子会社の換算方法の考え方には、本国主義と現地主義がある。本国主義は、在外子会社の事業が親会社の事業に従属していることに鑑み、子会社が海外で行った取引を親会社自らが外貨建て取引を行ったものとみなして換算すべきとする考え方である。現地主義は、在外子会社の事業が本国の事業から独立して行われている場合に、在外子会社の現地通貨ベースによる活動業績を重視して現

地通貨ベースの財務諸表の比率関係を維持して換算すべきとする考え方である。本国主義によれば、属性の維持<sup>8</sup>をはかるため複数のレートで換算するテンポラル法が適し、現地主義によれば、資産及び負債並びに収益及び費用を単一レートで換算する決算日レート法が適することになる。連結基礎概念を考慮すれば、連結財務諸表を親会社の財務諸表の延長と捉える親会社説からは本国主義が整合し、決算日時点の企業集団の企業価値を重視する経済的単一体説は、決算日の為替レートで換算する決算日レート法<sup>9</sup>が整合する。換算の際に生じる為替換算調整勘定については、資本の部に記載するものとして、従来、資産又は負債の部に記載するものとされていたものを変更することになった。損益計算のプロセスよりも資産及び負債概念を重視する資産負債観に立脚したものである。

## (2) 連結財務諸表の一般原則

### ① 真実性の原則及び個別財務諸表基準性の原則

「連結財務諸表は、企業集団の財政状態、経営成績、及びキャッシュ・フローの状況に関して真実な報告を提供するものでなければならない。」<sup>10</sup>とする真実性の原則が明記されている。これは、単一企業の個別財務諸表の真実性とは異なる企業集団の財務諸表の真実性が要請されることになる。また、「連結財務諸表は、企業集団に属する親会社及び子会社が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として作成しなければならない。」<sup>11</sup>として個別財務諸表基準性の原則が規定されている。連結財務諸表は、連結独自の帳簿から作成されるのではなく、個別財務諸表の合算及び修正により作成されることになる。

「同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続きは、原則として統一する。」<sup>12</sup>として親会社及び子会社の会計処理の原則及び手続きすなわち会計方針を原則として、統一すべきことが定められている。

会計方針の統一については、個別財務諸表作成時

に統一的会計方針を採用するのか、連結財務諸表作成時に統一的会計方針を採用するかが問題になる。この点について、個別財務諸表については個別財務諸表における真実性の原則のもとに財務諸表を作成し、連結財務諸表については個別財務諸表における真実性の原則を損なわない限りにおいて、連結財務諸表における真実性の原則の観点から会計方針の統一のため修正をすべきと考える。<sup>13 14</sup>

この観点からすると、国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standard 以下 I F R S とする) の導入にあたり、連結財務諸表の作成時に個別財務諸表の真実性に反しない限りで I F R S を適用し、個別財務諸表は日本基準で作成することが可能になると考える。なお、この場合、連結財務諸表を親会社の財務諸表とは別個の企業集団全体の財務諸表と捉える経済的単一体説が整合的なものになる。

### ② 明瞭性の原則と重要性の原則

「連結財務諸表は、企業集団の状況に関する判断を誤らせないように、利害関係者に対し必要な財務情報を明瞭に表示するものでなければならない。」<sup>15</sup>と明瞭性の原則を明記するとともに、「連結財務諸表を作成するにあたっては、企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する利害関係者の判断を誤らせない限り、連結の範囲の決定、子会社の決算日が連結決算日と異なる場合の仮決算の手続き、連結のための個別財務諸表の修正、子会社の資産及び負債の評価、のれんの処理、未実現利益の消去、連結財務諸表の表示に関して重要性の原則が適用される。」<sup>16</sup>として、重要性の原則を規定する。これらの規定から、連結財務諸表は企業集団の経済的実態の開示という観点から個別財務諸表の会計情報を集約簡素化してディスクロージャーの効率化を図ることが求められることになる<sup>17</sup>。なお、企業集団の事業単位のきめ細やかな分析を可能とし、情報の有用性を高めるため、「セグメント情報の開示に関する会計基準」が公表されている。

### ③継続性の原則

「連結財務諸表作成のために採用した基準及び手続きは、毎期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。」<sup>18</sup> 会計処理の継続性を保持することは、会計情報の首尾一貫性が確保され企業の期間比較可能性が高まり、投資家の意思決定に有用な情報を提供する役割を果たす。さらに、経理自由の原則に一定の制約条件を果たすことにより経営者による恣意的な利益操作の余地をなくす働きをすることになる。会計方針の変更は、正当な理由によらなければ認められない<sup>19</sup>。この場合、個別財務諸表上の正当な理由による変更は、準拠性の原則により連結上も引き継がれることになる。さらに、企業集団全体の観点から正当な理由があると認められるときは、連結財務諸表作成時に会計方針が変更されることになる。会計方針の統一は企業間比較、会計方針の継続適用は期間比較といずれも比較可能性を高めるのに有効な手段として、会計情報の投資意思決定有用性に資することになる。

## 3 企業集団の歴史の変遷と連結会計情報の特質

本章においては、連結財務諸表の生成起源とされるアメリカにおける企業集団の歴史の変遷と連結会計情報の特質について考察し、その後日本における連結財務諸表の導入とその発展について検討する。

### (1) アメリカにおける企業集団の歴史の変遷と連結会計情報の特質

#### ①連結財務諸表の生成起源<sup>20</sup>

連結財務諸表の生成起源は1870年代のアメリカの鉄道会社の財務報告求めることができる。ここでは、連結財務諸表は制度として導入されたのではなく、自然発生的に経営者の自由な意思により企業が自発的に連結財務諸表を開示することにより会計制度として確立していった。この時代の連結財務諸表は子会社の株式をほぼ100%所有して

いる持株会社の個別財務諸表に代わるものとして受け入れられていた。

#### i 1870年代 初期の連結財務諸表

初期の連結財務諸表は、親子会社の合算表形態であり、親会社の投資（子会社株式）とそれを受けた子会社の資本が重複計上され、親子会社の債権債務の相殺も行われておらず単なる親子会社の財産の合算表にすぎなかった。これは、この時代の会計情報が、財産法を基礎に債権者に対する会社財産の担保価値を開示することを本質としたことに基づくものであると考えられる。

#### ii 1890年代 資本連結の確立

単なる親子会社財産の合算表形態から親会社の投資と子会社の資本を相殺消去（及びのれんを計上）する資本連結の確立には、1893年の恐慌により倒産した鉄道会社の再建にあたった金融集団及び会計事務所が大きな役割を果たした。すなわち、単なる持株会社の財産の合算表に会計士の協力による高度な会計技法である資本連結を導入することにより、連結財務諸表に対する投資家の信頼を回復し、株式発行による資本市場からの資金調達を可能にした。

#### iii 1900年代 連結財務諸表の普及

1901年のUSスチール社による連結報告以来、一般産業会社に連結財務諸表が普及していくことになった。この背景には、資本市場からの大量の資金調達により株式の分散化が進展し、会計情報も単なる会社の財産状態ではなく、投資とその成果の開示が求められたことにあると推測される。

以上、この時代における連結財務諸表の特徴は、連結財務諸表が親会社個別財務諸表の代替であり、持株会社による100%所有子会社を連結対象としたため企業集団を単一の（合併）会社として認識していた。（法的実体と経済的実体の一致）。この要因には、アメリカの鉄道会社は、各州を超えた経営が行われていたため、持株会社形態がいち早く取り入れられたことがある。

#### ②持株会社と連結財務諸表

##### i 水平的統合（合併）

1900年代以前の持株会社は「それぞれの競争を

制限するための企業合同の手段としてその社会環境に応じて並列的に用いられた企業合併の代替手段であり、そこにおいて作成された連結財務諸表は、企業合併が行われていれば成立したであろう企業の個別財務諸表を意味していた。」<sup>21</sup> この時期の連結財務諸表は、持株会社形態による独占的経営のもと、持株会社の個別財務諸表としての性格を有していた。資本市場から資金調達を行う直接金融が十分に進展しておらず、「所有と経営の分離」が不完全であったと推測される。

#### ii 垂直的統合（合併）

1900年代初頭の企業集団の特色は、独占を目指して行われる企業合同ではなく、営業の効率化という観点から、ピラミッド型統治構造による持株会社形態を採用する企業集団であった。この時期の連結財務諸表は、企業集団の個別財務諸表としての性格を有し、「持株会社それ自体の個別財務諸表を代替するものではありません、その結果として当時においては親会社の個別財務諸表をも併せて要求されることになった。」<sup>22</sup> 資本市場からの大量の資金調達により株式の分散化が進展し「所有と経営の分離」が生じた結果、企業の所有者たる株主の企業の専門経営者に対する財務情報開示の要請が増大し、連結財務諸表の普及一般化が進展したと考えられる。

1929年の大恐慌後、「証券取引委員会（SEC）は、1933年証券法および1934年証券取引所法によって連結財務諸表を含む報告書の形式および内容を規定する権限を付与され、通常、これをもってアメリカにおける連結財務諸表の法制化がなされたものと考えられている。」<sup>23</sup> 企業が自発的に開示していた連結財務諸表が制度化されたことにより、連結財務諸表は個別財務諸表とともに開示され株主と経営者の企業情報についての非対称性を解消する情報提供機能を担うことになった。

#### ③企業集団の多角化と連結財務諸表

1950年代以降、水平的統合（合併）及び垂直的統合（合併）が法的に規制されていくなかで、異業種を取り込んだコングロマリット型統合による多角化戦が展開され、企業の拡大・成長及びリス

ク分散が図られることになった。企業集団の実態にも変容が生じ、「単なる過半数株式所有によるピラミッド型企業支配、さらには、過半数を下回る株式所有による経済上の企業支配すらも多くの企業集団において認められるようになっていった。」<sup>24</sup> 持株比率の低下により、企業集団における少数株主持分の問題が顕在化し、連結基礎概念について議論がかわされることになった。また、子会社を親会社と実質上同一視する持株会社形態から、異業種の会社を含む複合企業体としての性格を持つ企業集団に変容したことにより、連結財務諸表の位置付けも単なる合併の代替から親会社の子会社に対する投資を事業投資を開示するものとして把握することになった。さらに、当時の取得原価を基本とする収益費用観のもとで、連結財務諸表は親会社の事業投資とその成果を開示する機能を有することになった。

#### ④M&Aと連結財務諸表

1980年代に入ると、企業価値の向上を求めてM&Aの動きが活発化することになった。この背景には、年金基金から始まった投資ファンドによる企業の株式の大規模所有により企業の株主価値の向上が求められることとなったことがある。株式を大量に保有する投資ファンドは企業経営のリスクを負担する代わりに企業の経営に重大な影響力を及ぼすことになり、経営者は企業価値の向上に向け、企業戦略としてシナジー効果を求めM&Aを盛んに行うことになった。このようなM&Aは、全く無関係の企業同士で行われるよりも、企業集団内にある企業同士が企業価値の向上に向けた組織再編の手段として行われることが多かった。

こうした状況の下で、会計情報も資産負債観による市場の変動リスクを反映した包括利益の開示が求められることになった。これに伴い連結会計情報も経済的単一体説により、企業集団全体の企業価値を開示するため親会社の財務諸表とは別の企業集団全体の財務諸表として位置付けられることになった。

### ⑤企業の実態及び資金調達の変遷並びに連結財務諸表の特質

以上の歴史的考察から、企業（企業集団）の実態及び資金調達手段の変遷と連結会計情報の特質には密接な関係があることが判明した。以下においてその過程を概観する。

i 初期の連結財務諸表は、持株会社の財産状態を開示するため持株会社の財務諸表の単純な合算表として用いられていた。これは、大株主により所有されている企業（所有と経営の一致）が外部の債権者（銀行や社債権者）から資金を調達する際に会社財産を担保とするために、財産法のもとで連結財務諸表が用いられたことによると考えられる。

ii 株式発行による資本市場から資金調達を行う直接金融が発達し株式の分散化が進展し「所有と経営の分離」が生じると、経営に携わらない株主に対し配当する利益情報の開示が重視されることになった。こうした状況のもと投資と投資の成果を純利益によって開示する収益費用観に立脚した会計情報が主流となり、持株会社の連結財務諸表においても、そのような観点から単なる合算表に対し子会社に対する投資と子会社の資本を相殺消去する資本連結が行われることになった。

iii 企業経営の多角化により、企業集団の実態が持株会社からコングリマリット型統合に移行するにつれ親会社が子会社株式を100%所有する形態から子会社株式を過半数またはそれ以下で支配する形態となり、連結における「支配」概念の重要性が浮上した。コングリマリット型統合により経営者主導のもとで企業の拡大及び事業リスクの分散化が行われている状況のもとでは、連結財務諸表も親会社の事業投資とその成果を開示のため、資本に関して親会社の財務諸表の延長線上に位置付ける親会社説が意思決定有用性を有する。

iv 投資ファンドの出現により資本市場の様相は一変したといえる。すなわち、分散化していた株式を投資ファンドが大規模に所有することにより、企業の経営に影響を及ぼすと同時に事業リスクも負担することになった。このため、企業の経営者

は株主価値の向上に結び付く企業価値の向上のためM&Aを盛んに行うようになった。こうした状況のもとでは、投資意思決定に有用な情報として市場変動リスクを反映した包括利益を開示する資産負債観に立脚した会計情報により企業集団全体の企業価値を開示するため、連結財務諸表を親会社の財務諸表とは別の企業集団全体の財務諸表位置付ける経済的単一体説が妥当する。

さらに、国境を越えたグローバルな企業活動に伴いM&Aも国境を越えて行われるような状況のもとで、グローバルな投資に対応した会計基準であるIFRSが国際的に統一した会計基準として脚光を浴びることになった。

### (2) 日本における連結財務諸表の導入と発展

我が国における連結財務諸表は、米国のように自然発生的に生じ、それを企業が自発的に導入したものを制度と確立したのではなく、国家主導のもとで制度として導入されてきた。戦後の日本経済は、国家の保護のもとにある銀行を始めとする金融機関から企業が資金調達を行ういわゆる護送船団方式による間接金融により高度に成長を遂げてきた。従って、資本市場は十分に発達せず株式の持ち合いが行われ、銀行を中心とする金融グループによる企業集団が形成され、そのもとにガバナンスが行われていたため連結会計情報による情報開示はあまり重視されてこなかった。

1990年代の成長を遂げた日本経済のバブル崩壊とともに、株式の持ち合い構造は崩れ、外国人機関投資家（投資ファンド）が日本の証券市場に大規模に参入することになり、資本市場から資金調達を行う直接金融が発達していくことになった。これに伴い日本の会計情報も個別情報を中心とするディスクロージャーから連結情報を中心とするディスクロージャーが制度として確立することになる。さらに、2000年代には、資本市場のグローバル化により国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスが進展している。

以下、日本の制度としての連結財務諸表の導入を概観する。

#### ①株式の持合いによる間接金融における連結財務諸表の制度化

1960年代の山陽特殊鋼などの粉飾決算事件を契機に、1967年5月に企業会計審議会より答申された「連結財務諸表に関する意見書」では連結財務諸表作成に関する基準を示したが、正式な連結財務諸表の制度化には至らなかった。その後、1975年5月に企業会計審議会より「連結財務諸表の制度化に関する意見書」が答申され連結財務諸表が制度化されることになった。しかし、この時点では、連結財務諸表は個別財務諸表の補足的な位置付けを与えられるにすぎなかった。

#### ②外国人機関投資家の参入による直接金融における連結財務諸表の制度化

1997年6月に企業会計審議会より公表された「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」では、「我が国企業の多角化・国際化が急速に進展し、また、我が国証券市場への海外投資家の参入が増加するなど」の企業環境の変化に伴い「企業の側において連結経営を重視する傾向が強まるとともに、投資者の側からは、企業集団の抱えるリスクとリターンを的確に判断するため、連結情報に対するニーズが一段と高まっている。」こうしたことを背景に、個別情報を中心としたディスクロージャーから連結情報を中心とするディスクロージャーへの転換が図られた。

#### ③国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスによる連結財務諸表の制度化

2007年8月、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board 以下IASBとする）とともに「東京合意」を発表した。これを受け、国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスの観点から、2008年12月（改正2010年6月）に企業会計基準委員会から連結財務諸表に関する会計基準（企業会計基準第22号）が公表された。この会計基準では引き続き親会社説に基づく連結財務諸表の作成を規定しているが、部分時価評価法を廃止するなど経済的単一体説に基づく考え方を大幅に取り入れている。また、改正会計基準では、連結損益計算書及び包括利益計算書

又は連結包括利益計算書の作成が定められた。

以上、日本においても、企業の資金調達から資本市場から行われる直接金融に移行するに伴い連結財務諸表の重要性が高まり、企業のグローバル化の進展とともに国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスが図られるようになった。

## 4 連結財務諸表における連結範囲の決定基準

### (1) 企業集団の概念と連結の範囲

法的に独立した単独企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を開示する個別財務諸表は一義的に決まる。これに対して、企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を開示する連結財務諸表はどこまでを連結の範囲に含めるかにより開示される資産、負債、収益、費用及び利益の額が異なることになる。（合算形式の初期の連結財務諸表は除く。）そこでは、開示対象となる企業集団の経済的実態とそれに対する投資の態様が密接に関連していると考えられる。

i 企業集団の経済的実態が持株会社形態の場合、水平的統合及び垂直的統合のいずれの場合も合併の代替として位置付けられ、親会社は子会社の株式をほぼ100%所有することになり、持株基準によって連結の範囲を決定し、「そこにおいて採用されていた連結範囲に関する基準は共に（1）業務の同質性と（2）実質的支配を要件とすることになった。」<sup>25</sup> 企業集団内の親子会社の結合関係は強く、作成される連結財務諸表は（少数株主持分の比率が低く）企業集団の個別財務諸表としての性格を有することになる。

ii コングロマリット型統合により企業集団が形成される場合、事業規模の拡大とそれによる事業リスクの分散を目的とする多角化戦略のため、親会社は事業投資として子会社株式を取得し、子会社を支配している。従って、支配力基準（又は持株基準）によって連結の範囲を決定する。（持株基準によっても過半数の所有で支配力を有するこ



となる。) その結果、作成される連結財務諸表は、親会社の事業投資とその成果を開示するものとして、親会社の個別財務諸表の延長線上にあるものとして開示される。(親会社説)

iii M&Aの一環として企業集団が形成される場合、経営者(親会社)の統一指揮下のもとで企業集団全体の価値を高めていくことになる。企業の株式を大規模に所有し企業の事業リスクを負担する投資ファンドは企業価値を高めるよう経営者に働きかけるため、経営者は株主価値向上のためM&Aを行いシナジー効果により企業集団全体の価値を高めるべく自己の統一的指揮下に企業集団を形成させることになる。このような経済的実態を開示するには、経営者(親会社)の統一的指揮下にある企業集団全体を連結の範囲に含めるため支配力基準によって連結の範囲を確定することになる。この場合、投資ファンドによる投資は、経営者(親会社)の統一的指揮下にある企業集団全体に対して行われることから、連結財務諸表は親会社の財務諸表とは別の経営者(親会社)の統一的指揮下にある企業集団全体の価値を開示するものとして開示されることになる。(経済的単一体説)

iv 株式の持合いによる企業グループを形成している場合、グループに所属する企業は銀行を始めとする金融機関から資金調達を行う間接金融により互いの株式を相互に持ち合う。従って、支配従属関係は生じず資本市場(株主)ではなくメインバンクのガバナンスに服するため連結財務諸表による開示には適さない。

## (2) 支配力基準

現行の日本の会計基準は、連結の範囲の決定基準として支配力基準を採用しその判定にあたり持株基準を導入している。すなわち、親会社の定義として「他の企業の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。)を支配している企業」<sup>26</sup>とする。他の意思決定機関を支配している企業の判定にあたり、原則として「他の企業の議決権の過半数を自己の計算におい

て所有している企業」<sup>27</sup>とし、100分の50以下でも100分の40以上の場合、意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在<sup>28</sup>すれば支配があると認められ連結の範囲に含まれることになる。「更生会社、破産会社その他これらに準ずる企業であつて、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる企業」<sup>30</sup>は子会社に該当しない。支配が一時的であると認められる企業、連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせる恐れのある企業<sup>31</sup>及び判断を誤らせない程度に重要性の乏しいもの<sup>32</sup>は子会社に該当しても連結の範囲から除かれることになる(非連結子会社)。

さらに、特別目的会社(SPC)については、「適正な価額で譲り受けた資産から生じる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業の子会社に該当しないものと推定する。」<sup>33</sup>ただし、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(平成23年3月25日、企業会計基準適用指針第15号)により、開示対象特別目的会社については連結財務諸表に注記しなければならない。また、ライブドア事件を契機に「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取り扱い」(最終改正平成23年3月29日実務対応報告第20号)が設定され、投資事業組合についても支配力基準の適用により連結の範囲に含まれることになった。一方、ベンチャーキャピタルなどのように支配力基準の要件を満たしていても子会社に該当しないものとして取り扱われることがある。(事例研究を参照)

## (3) 「支配」概念についての考察

支配力基準によれば、支配の要件が満たされれば連結の範囲に含まれることになり、当該企業の資産、負債、収益、費用が総額(内部取引等は相殺消去)で計上され、さらに少数株主持分や投

資額と純資産の差額としてのれんが計上されることになる。貸借対照表上、連結の範囲に含まれなければ子会社に対する投資額を取得原価とする有価証券として親会社の貸借対照表にオン・バランス・シートされるにすぎないのに対し、連結の範囲に含まれると子会社の資産及び負債が時価評価された上、総額で親会社の資産及び負債と合算される。また損益計算書においては、連結の範囲に含まれなければ子会社の配当時に受取配当金として親会社の個別財務諸表上収益が計上されるが、連結の範囲に含まれると子会社の収益及び費用の全額が内部取引等を相殺消去の上、親会社の収益及び費用に合算され純利益のうち少数株主に帰属する割合（少数株主損益）を控除したものを親会社の純利益として認識することになる。よって、連結の範囲に含めなければ子会社の財産状態及び経営成績は親会社の財務諸表に全く反映されないが、連結の範囲に含めるとそれらがダイレクトで親会社の財務諸表（連結財務諸表）に反映される。すなわち、連結の範囲に含めるか否かにより開示される財産の額及び損益の認識時点が大きく異なることになり、投資家の投資意思決定に与える影響も甚大になると予想される。

「支配」概念は企業集団に属するための要件であり、企業集団の内部企業になるか外部企業になるかの分水嶺である。では、何故「支配」概念によって連結の範囲を決するのであろうか。それは株式が支配証券としての側面（パワー）と受益証券としての側面（リターン）の双方を併せ持つことに由来すると考える。すなわち、原則として株式を過半数所有すれば会社の経営権を取得し親会社の統一的指揮下に置くことが可能となり、事業用資産に投資したのとして子会社の資産、負債、収益及び費用の全額（内部取引は相殺消去する）を連結財務諸表に計上することになる。さらに、子会社が獲得した純利益のうち請求権が及ぶ範囲を事業投資による成果として、連結財務諸表上の純利益に計上する。（株式投資の場合は受取配当金として認識する）このため、日本の会計基準において持株要件として最低限40%の子会社株式を

所有することを要件とする（持株基準）ことになっている。また、子会社を統一的指揮下に置くことによりシナジー効果等による企業価値の向上を連結上の包括利益に反映させることができる。（株式投資の場合は子会社株式の時価の上昇として処分時に認識することになる）以上より「支配」が認められれば親会社の投資を事業投資として連結財務諸表により開示するのに対し、「支配」が認められなければ株式投資として個別財務諸表において投資額を取得原価とする有価証券として開示する。

#### (4) 国際財務報告基準 (IFRS.10)

IFRSは、「支配」の要件として以下の通り規定する。

「投資者は、投資者が次の各要素をすべて有している場合にのみ、投資先を支配している。

- (a) 投資先に対するパワー<sup>34</sup>
- (b) 投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利
- (c) 投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力

(IFRS.10 par.7)

以上の要件を満たす、すべての企業について連結財務諸表の作成を要求している<sup>35</sup>。上記3要件の具体的な判定については適用指針において詳細に規定されており、その際キーとなる概念がパワー及びリターンである。既述のとおりパワーとは親会社の統一的経営支配下におくことであり、リターンとは子会社が獲得した利益のうち親会社の請求権が及ぶ範囲であると捉えることができる。従って、支配力基準（パワー）のもとで持株基準（リターン）を採用する日本の会計基準と軌を一にし、その方向性はコンバージェンスが進んでいるといえる。なお、IFRSにおいては、支配力基準に該当するベンチャーキャピタル企業等につき連結から除外することを認めていない。(IFRS10, B CZZ22)

## (5) 事例研究—日興コーディアル事件を題材に— ①はじめに

本稿では、株式会社日興コーディアルグループの2005年3月期の決算で行われた利益操作のスキームを分析することにより、連結対象の範囲を画する会計基準のありかたについての検討を行う。その上で、会計ディスクロージャーの意義及び会計基準の果たすべき役割について考察を加える。

### ②事件の分析・検討

#### A 事実の概要

i 株式会社日興コーディアルグループの子会社である日興プリンシパル・インベストメンツ株式会社が、その株式のすべてを所有し、実質的に支配している日興プリンシパル・インベストメンツホールディングス株式会社（ベルシステム24への投資のためのSPC（特別目的会社））を連結の範囲に含めなかった。

ii 日興プリンシパル・インベストメンツホールディングス株式会社にベルシステム24を対象とする他社株券償還特約付社債券（EB債）を発行させ、その発行日を偽るなどして日興プリンシパル・インベストメンツ株式会社が保有するEB債の評価益約147億円を計上した。（この間、日興プリンシパル・インベストメンツホールディングス株式会社はベルシステム24の株式公開買い付け（TOB）を行うなどベルシステム24の株式を100%取得しそれを日興プリンシパル・インベストメンツ株式会社に譲渡し完全子会社としていた。）

iii これにより、日興プリンシパル・インベストメンツ株式会社の親会社である株式会社日興コーディアルグループは、本来、連結当期純利益が35,268百万円であったものを46,935百万円として計上した連結損益計算書を平成17年3月期有価証券報告書に掲載した。

iv このような行為に対して証券取引等監視委員会は5億円の課徴金の支払い命令の勧告を内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行った。

#### B 利益操作のスキーム

まず、日興プリンシパル・インベストメンツホールディングス株式会社が日興プリンシパル・イン

ベストメンツ株式会社に対して発行したEB債は、ベルシステム24の株価が上昇すれば株式会社日興プリンシパル・インベストメンツホールディングス株式会社に評価損が計上されると同時に日興プリンシパル・インベストメンツ株式会社に評価益が計上される。これを前提に、ベルシステム24株式のTOBに乗じて同社の株価の上昇を確定させた時点で、（貸付金に代る株式買取資金調達手段としての）EB債を、その発行日を遡らせて発行し、日興プリンシパル・インベストメンツ株式会社に評価益を計上させた。

さらに、日興プリンシパル・インベストメンツホールディングス株式会社を非連結とすることにより、日興コーディアルグループの連結損益計算書には、日興プリンシパル・インベストメンツホールディングス株式会社の評価損は計上されず、日興プリンシパル・インベストメンツ株式会社の評価益のみが計上されることになるという、株式会社日興コーディアルグループの組織ぐるみの行為による利益操作の構図が浮かび上がる。

#### C ベンチャーキャピタル条項（以下「VC条項」とする）

財務諸表提出会社であるベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で他の会社の株式を所有している場合には、支配していることに該当する要件を満たすこともあるが、その場合であっても、当該株式所有そのものが営業の目的を達成するためであり、傘下に入れる目的で行われていないことが明らかにされたときには、子会社に該当しないものとして取り扱うことができる。（「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の扱い」（監査委員会報告第60号）

#### ③支配力基準の適用

上記の利益操作においてEB債の発行日を遡らせる行為は明らかに違反行為である。一方、日興プリンシパル・インベストメンツホールディングス株式会社を非連結にしたことについては、VC条項の適用により違反行為と認定されなかった。本来、連結財務諸表の範囲を決定する支配力基準

を厳格に適用すれば、日興プリンシパル・インベストメンツホールディングス株式会社は、日興プリンシパル・インベストメンツ株式会社の連結子会社に該当し、株式会社日興コーディアルグループの連結財務諸表上、上記のEB債の発行は連結会社間の内部取引として相殺消去され、上記評価益は計上されるべきものではない。支配力基準の例外として非連結を認めるのは、連結対象会社が事業目的に従って独立に運営されている場合であり、本件の日興プリンシパル・インベストメンツホールディングス株式会社のような100%子会社の場合、投資会社に完全に従属した状態にあることから独立性は認められず、支配力基準を貫徹し連結対象にすべきと考える。

#### ④会計基準の役割

以上の検討からも明らかとなり、連結財務諸表における連結の範囲の決定基準である支配力基準は連結財務諸表作成のための基礎的前提として重要な役割を果たすことになり、安易に例外を認めることは、投資家に対する会計情報の有用性が損なわれることになる。

「企業の将来を予測するうえで、企業の現状に関する情報は不可欠であるが、その情報を入手する機会について、投資家と経営者の間には大きな格差がある。このような状況のもとで、情報開示が不十分にしか行われないと、企業の発行する株式や社債などの価値を推定する際に投資家が自己責任を負うことはできず、それらの証券の円滑な発行・流通が妨げられることにもなる。そうした情報の非対称性を緩和し、それが生み出す市場の機能障害を解決するため、経営者による私的情報の開示を促進するのがディスクロージャー制度の存在意義である。」(討議資料 概念フレームワーク 第1章 本文-1)

本件のように、100%子会社を連結の対象外とすることは、経営権を掌握する親会社を外部の投資者として扱うものであり、インサイダー取引を助長することになり、ディスクロージャー制度の存在意義を揺らがすことになりかねない。

会計基準は会計ディスクロージャー制度を支え

る規範として重要な役割を担っているものであり、その役割を有効なものにするためにも、連結の範囲の決定基準である支配力基準の「支配」の概念についてのさらなる明確化が望まれる。<sup>36</sup>

## 5 連結財務諸表の構造

### (1) 連結基礎概念

本稿では、連結基礎概念について連結財務諸表の位置付けの問題として次の3つに分類して検討する。

A 比例連結概念は、連結財務諸表を親会社に帰属する財産を開示するものと位置付けて、親会社の持分に相当する資産、負債、収益及び費用を開示し、資本及び純利益に関しては、親会社の株主の持分のみを反映させる。

B 親会社説は、単一の指揮下にある企業集団全体の資産、負債、収益及び費用を開示し、資本及び純利益に関しては、連結財務諸表を親会社財務諸表の延長線上に位置付けて、親会社の株主の持分のみを反映させる。

C 経済的単一体説は、単一の指揮下にある企業集団全体の資産、負債、収益及び費用を開示し、資本及び純利益に関しては、連結財務諸表を親会社とは区別される企業手段全体の財務諸表と位置付けて、企業集団を構成するすべての連結会社の株主の持分を反映させる。

### (2) 比例連結概念

資本主理論により資本主たる親会社に帰属する企業集団の財産のみを開示することを連結財務諸表の目的とするのであれば、子会社の資産、負債、収益、費用、資本及び利益のうち親会社の株式の持分割合のみが、連結財務諸表において開示され、少数株主持分については開示対象外となる比例連結が適することになる。比例連結は、企業集団全体の経済的実態を開示するものではなく、親会社株主に帰属する財産を開示する機能を有することになる。この場合、子会社の資産及び負債について親会社の持分割合に応じた額のみを親会社の資産及び負債と合算表示しても、企業集団の適切な

収益獲得力を表示することにはならないと考える。個々の資産及び負債の全額を一体として計上することにより適正な収益獲得力が計上されることになるからである。さらに、親会社と子会社に支配従属関係がある場合、親会社の支配権（パワー）は子会社の財産の全体に及んでいるのであり、子会社が獲得した利益について親会社は持分割合に応じた請求権（リターン）を有することになる。比例連結は財産法のもとで支配従属関係のない水平的統合を行っていた持分株会社形態の企業集団の場合に適合すると考える。支配力基準により企業集団を構成している場合、子会社に対する投資額とその成果のみを開示する（少数株主持分を開示しない）のであれば持分法による開示が適することになる。

企業主体理論によれば、企業集団の財産は企業集団全体に帰属することになるので、連結財務諸表には、子会社の資産、負債、収益及び費用の全額が計上されることになる。この場合、連結財務諸表の目的を、親会社の投資とその成果を開示するため親会社の財務諸表の延長線上に位置付けるのか（親会社説）、企業集団全体の価値を開示するために親会社の財務諸表とは別個の企業集団全体の財務諸表と位置付けるか（経済的単一体説）により、子会社の資産及び負債の評価方法並びに少数株主持分の位置付けが異なり連結上の資本、利益及びのれん等の開示方法が異なることになる。以下においては、企業主体理論を前提に、親会社説と経済的単一体説に限定して議論を進めることにする。

### (3) 少数株主持分の位置付け

連結基礎概念の問題は連結財務諸表における少数株主持分の位置付けと密接に関連している。すなわち、親会社説では、親会社株主の立場から（資本に関して）連結財務諸表を親会社の財務諸表の延長線上に位置付けることから、親会社株主以外の少数株主持分は企業集団に投資している株主であるにもかかわらず債権者と同様に企業集団の外部者として扱われることになる。ただし、企

業集団は少数株主に対して出資額の返済義務を負っていないので、その持分（「少数株主持分」）を負債と位置付けることはできない。従って、負債と資本の中間的な連結財務諸表特有の項目となる。（日本の会計基準では純資産の部に位置付けられる。）当期純利益の計算においても、企業集団の外部者の請求権（リターン）に帰属するものとして（「少数株主損益」として）連結財務諸表上の当期純利益から控除されることになる。これに対して、経済的単一体説では、企業集団に対する投資者として親会社株主持分も少数株主持分も同等に企業集団の内部者とみなして扱い連結資本を構成することから、連結財務諸表は、親会社の個別財務諸表とは別の企業集団全体の財務諸表と位置付けることになる。開示される利益も企業集団全体の利益として開示されることになる。（日本の会計基準では包括利益として開示される。）

### (4) 企業集団による「取得」（資本連結）

連結財務諸表においては、親会社が子会社の支配権を獲得した時において企業集団による「取得」があったものみなして資本連結を行うことになる。親会社説は親会社持分のみが企業集団に帰属することから親会社持分の企業集団による取得があったものとみなす。経済的単一体説は子会社に対するすべての持分が企業集団に属することになることから子会社全体の企業集団による取得があったものとみなす。以下において、企業結合における取得の会計処理に従い、資本連結における投資原価（取得原価）の算定、資産及び負債の評価（投資原価の配分）、のれんの計上等について連結財務諸表特有の観点から検討を加える。

#### ①投資原価（取得原価）の算定

「被取得企業又は取得した事業の取得原価は、原則として、取得の対価（支払対価）となる財の企業結合時における時価で算定する。」<sup>37</sup> 親会社説は子会社への事業投資として取得を把握することから子会社株式の取得原価（支出額）を投資額として段階法により投資と資本の相殺消去を行うことになる。経済的単一体説は親会社が子会社全体を

取得したとみなすことから企業結合の会計基準に基づき子会社株式の時価（公正価値）を投資額として一括法により投資と資本の相殺消去を行うことになる。日本の会計基準は後者の方法による。

#### ②資産及び負債の評価（投資原価の配分）

「被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債のうち企業結合日時点において識別可能なもの（識別可能資産及び負債）の企業結合日時点の時価を基礎として」<sup>38</sup> 投資原価の配分を行う。親会社説は親会社の持分割合についてのみの取得とみなすことから親会社の取得割合について支配獲得日の時価により評価を行う部分時価評価法が採用される。経済的単一体説は企業集団全体を取得したとみなすことから子会社の資産及び負債のすべてを支配獲得日の時価により評価を行う全面時価評価法が採用される。日本基準は親会社説のもとで全面時価評価法を採用する拡張親会社説を採用する。いずれの場合においても、時価評価により生じた「評価差額」は子会社の資本として資本連結により相殺消去されることになる。

#### ③のれんの計上

親会社説は親会社持分についての取得があったとみなすことから、親会社持分についての買入れのれん（子会社株式の取得原価と子会社の資本における親会社の持分割合との差額）が計上される。（連結財務諸表を親会社の財務諸表の延長線上に位置付けるので、少数株主持分については子会社の資本のうち親会社持分以外の部分とされ、のれんは計上されない。）経済的単一体説は子会社全体を取得したもとして取扱うことから子会社の取得による全部のれん（子会社株式の時価総額と子会社の資本の額との差額）が計上される。（少数株主持分が子会社株式の時価によって評価されることになる）全部のれんは株式の持分比率によって親会社と少数株主持分に帰属することになる。のれんの償却については企業結合の会計基準により20年以内<sup>39</sup>に償却されることになる。負ののれんについては利益として処理される<sup>40</sup>。

#### ④支配権獲得前の処理

親会社説は親会社の投資とその成果の開示を連

結財務諸表の目的とするので、支配権獲得前の親会社の子会社に対する投資の成果を連結財務諸表に反映させるため子会社の獲得した利益のうち親会社の持分割合に相当する額を連結財務諸表上利益剰余金として引き継ぐことになる。このため、支配権獲得前の子会社株式取得時に部分時価評価法により投資原価の配分（及びのれんの計上）を行ったものとして、支配権獲得時の資本連結に反映させることになる。（段階法）経済的単一体説は企業集団全体の価値の変動を開示することを連稀有財務諸表の目的とするので、支配権獲得時の企業集団全体の価値を開示するため、支配権獲得時に投資勘定（子会社株式）の時価評価を行い、全面時価法により資本連結を行うことになる。（一括法）日本の会計基準は一括法を採用する。

#### ⑤支配権獲得後の処理

支配権獲得後に親会社の子会社株式の追加取得若しくは一部売却又は子会社による増資により企業集団の持分割合に変化が生じる。これらは子会社の発行する株式を通じた親会社と少数株主との間の取引とみなし、少数株主持分の位置付けによって資本取引又は損益取引として扱われることになる。親会社説は少数株主を企業集団の外部者と位置付けることから、これらの取引を損益取引と位置付けることになる。経済的単一体説は株主を企業集団の内部者と位置付けることから、これらの取引を資本取引と位置付けることになる。企業会計基準第25号（第4号）では、少数株主は「当該企業の純資産に対する持分所有者」に含まれるとしつつ、同（第25号）において「現行の会計基準を斟酌すれば、持分所有者との直接的な取引によらない部分とされているものと解することになる。」と損益取引（親会社説）として位置付けている。企業会計基準第22号では（親会社説の立場から）、追加取得については親会社持分割合の増加額（少数株主持分割合の減少額）だけ親会社の子会社株式（時価）による投資と子会社の資本の相殺が行われのれんが計上される。（第28項及び第65項）一部売却については親会社持分割合の減少額すなわち売却持分（少数株主持分割合の増加額及びの

れんの未償却額のうち売却した株式に対応する部分)と子会社株式による投資の減少額との差額を売却損益の修正として処理する。(第29項及び第66項)子会社の時価発行増資により親会社持分割合が増加した時は追加取得に準じ、同じく減少した場合は一部売却に準じて処理される。(第30項及び第67項)この場合、子会社の支配権を有する親会社の経営者が時価発行増資による利益操作(決算日直前に多額の時価発行増資を行い利益「持分変動損益」を計上し、その後子会社が増資により獲得した資金を元手に増資により発行した株式を買い戻す。)を回避するため、「子会社の時価発行増資等による持分変動は起用集団の業績とは無関係であるとの意見があることに鑑み、発生の頻度、金額の異常性を勘案して、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる場合には」(第67号)一部売却に準じた処理を行った場合に生じる「持分変動損益」を損益計上せず、利益剰余金に直接加減できる。なお、親会社説の観点からは、これらの場合、持分割合の変更ごとに部分時価評価法で子会社の資産及び負債を評価することになるが、企業会計基準第25号では全面時価法を採用している。

支配権獲得時に親会社の子会社を取得して企業集団を形成したものと見做す経済的単一体説によれば、これらの取引を資本取引と位置付けることになる。この場合、現行の会計基準とは異なり企業集団の内部の持分の変動を伴う取引として子会社の株式を企業集団の自己株式と位置付け、その取得又は処分として会計処理することになる。損益取引において生じるのれんや損益は「自己株式処分差損益」として連結財務諸表上、資本剰余金に計上されることになる。この場合、支配権獲得時に全面時価評価法が採用されることになる。

IFRSは、「親会社の子会社に対する所有持分の変動のうち、親会社の子会社に対する支配の喪失とならないものは、資本取引(すなわち、所有者としての立場での所有者との取引)である。」(IFRS.10 par.23)とする。IFRSとのコンバージェンスを図るためには、日本の会計基準も経済

的単一体説の観点から支配権獲得後の持分割合が変動する一連の取引について検討する必要がある。

#### (5) 未実現損益の消去(成果連結)

連結財務諸表における未実現損益の消去は、本支店間取引における内部利益の問題と異なり少数株主持分の問題が生じ成果連結の問題として取り扱われることになる。すなわち、親会社説又は経済的単一体説のもとでは、子会社の資産、負債、収益及び費用の総額が親会社の財務諸表に合算開示されるが資本及び利益については少数株主持分(少数株主損益)が開示される。従って、企業集団の内部取引は(子会社の資産、負債、収益及び費用の総額が開示されているため)全額相殺消去されることになるが、未実現損益を消去する場合については連結上の純利益の開示との関係上、少数株主持分(少数株主損益)の位置付けが問題になる。連結上の実現概念によれば企業集団外部の者に販売(移転)した時に利益が認識されることになる。よって筋を通せば、親会社説は少数株主持分を企業集団の外部に位置付けることから未実現損益については親会社持分のみを消去することになる。経済的単一体説は少数株主持分を企業集団の内に位置付けることから未実現損益については全額消去することになる。

一方、内部取引は全額相殺消去されるので、企業集団の内部取引によって移転した資産の取得原価を超える部分は未実現損益として全額消去されることになる。しかし、子会社の獲得した当期純利益のうち親会社の請求権の及ぶ範囲が連結上の利益とされ残額は少数株主損益として控除することから、未実現損益についてもこれに対応した処理が要求される。従って、親会社から子会社に資産が販売され親会社が利益を計上しているダウン・ストリームの場合は未実現損益の全額を消去する。子会社から親会社に資産が販売され子会社が利益を計上しているアップ・ストリームの場合は未実現損益を全額消去したうえで、少数株主持分の持分割合に応じて少数株主損益から控除することにより、消去割合を親会社の持分と少数株主持分に

配分する。日本の会計基準も同様の処理を要求している。

以上のように成果連結の問題は連結基礎概念から直接導かれるものではなく、連結財務諸表における開示上の制約を受けることになる。なお、未実現損失については、帳簿価額のうち回収不能と認められる部分は消去しない<sup>4)</sup>。

#### (6) 当期純利益及び包括利益による開示

株式の「受益証券」としての側面（リターン）を開示する当期純利益と包括利益はいずれも期間利益であるが、投資家の意思決定有用性に対して意味するところは大きく異なる。連結財務諸表上の当期純利益は少数株主損益控除後の額であり、子会社が獲得した利益のうち親会社の持分割合に相当するものである。これは、親会社の配当請求権（インカムゲイン）が及ぶ親会社の投資の成果を開示するものとして、親会社説と密接な関係を有する。

連結財務諸表上の包括利益は、「ある企業の特定期間の財務諸表において認識された純資産の変動額のうち、当該企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引によらない部分をいう。」（企業会計基準第25号第4項）これは、少数株主持分を含めた純資産の変動として企業集団全体の企業価値の変動を開示し、株主価値（キャピタルゲイン）の算定に有用な情報として経済的単一体説と密接な関係を有する。包括利益を表示する計算書には、当期純利益を表示する計算書（「連結損益計算書」）と包括利益を表示する計算書（連結包括利益計算書）の2つの計算書で行う2計算書方式と当期純利益の表示と包括利益の表示を1つの計算書（「連結損益及び包括利益計算書」）で行う1計算書方式がある。（企業会計基準第25号第11項）

#### (7) 連結会計情報における収益費用観及び資産負債観

以上より少数株主持分の位置付けについては基礎概念（及び会計主体論）から演繹的に導き出し

た。同様に、親会社及び少数株主持分の評価すなわち投資額についても連結基礎概念に対応して決まった。すなわち、親会社説は支配権の獲得すなわち取得を親会社の事業投資と把握することから親会社の投資原価を親会社の所有する子会社株式の取得原価（支出額）とし、少数株主持分の額は子会社の資本のうち親会社持分以外の部分とされる。経済的単一体説は子会社全体を取得して企業集団を形成すると考えることから、親会社及び少数株主の投資額は子会社株式の時価（公正価値）によって測定される。背景には、株式投資から得られるリターンの内容の相違があると考えられる。すなわち、子会社に対する投資を事業投資とする親会社説は、リターンとして投資と投資の成果の開示が要請される。そのため、取得原価を投資原価として子会社の獲得した当期純利益のうち親会社の請求権及ぶ範囲を連結上の利益として開示することになる。これには、収益費用観による期間利益の計算構造が適することになる。これに対し、企業集団全体に対して投資されているものとする経済的単一体説は、リターンとして企業価値の向上による株主価値の向上の開示が要請される。そのため、子会社の時価（公正価値）を投資原価とし、翌期以降の当該投資額の増加額（又は減少額）を開示するため包括利益として開示することになる。これには、決算日現在の資産及び負債の公正価値を求めその差額である純資産の増減（資本取引を除く）を包括利益とする資産負債観による期間利益の計算構造が適することになる。

## 6 総括

本稿の考察において以下のことが明らかになった。

### (1) 連結財務諸表における「支配」概念の意義

連結財務諸表の開示対象となる企業集団が形成されるためには、株式の「受益証券」としての側面と「受益証券」としての側面に着眼し、経営参画権（パワー）と利益の獲得（リターン）から成る「支配」概念により連結の範囲に含められることが必要になる。これにより、単なる株式投資と



は異なり親会社の事業と子会社の事業の結びつきが深まるため、子会社の資産、負債、収益及び費用の総額（内部取引は相殺消去する）を親会社と合算して連結財務諸表に開示することになる。株式投資として開示する場合「子会社株式」は取得原価で評価し、子会社の獲得した利益は配当時に「受取配当金」として親会社の財務諸表において認識するにすぎないため、親会社が子会社の経営権を把握している場合、子会社を通じた親会社の利益操作の余地が生じることになる。これに対し、連結財務諸表では資産、負債、収益及び費用の総額（内部取引は相殺消去する）が開示されるので、子会社を利用した利益操作の排除を可能にすることになる。

## (2) 連結会計情報の意思決定有用性

本稿で検討の対象となった3つの連結基礎概念のうち比例連結概念は資本主義理論の立場から支配従属関係のない持株会社形態の企業集団（水平的統合）に適合するものであり、現代では有用性を喪失していた。親会社説及び経済的単一体説について株式の「受益証券」としての観点（リターン）から捉えると、親会社説は親会社の投資と投資の成果を開示することを目的とするのに対し、経済的単一体説は企業集団全体の企業価値を開示することを目的とする。背景には、親会社説は子会社の獲得した利益について配当請求権（インカムゲイン）、経済的単一体説は株主価値の向上（キャピタルゲイン）という投資家の意思決定に有用な情報を開示することがある。すなわち、投資家が求めるリターンには配当請求権と株主価値の向上の2つがあり、これに応じて会計情報の投資意思決定有用性の内容が決まる。このことから、親会社説は配当可能利益である当期純利益の算定に有用な収益費用観に結び付くのに対し、経済的単一体説は企業価値（資本取引を除く純資産）の変動である包括利益の算定に有用な資産負債観に結び付くことになる。

以上の連結基礎概念としての親会社説及び経済的単一体説は、連結財務諸表の構造において重要

な指針となっている。すなわち、連結財務諸表における資本及び利益における少数株主持分について、親会社説は企業集団の外部者と位置付け、経済的単一体説は親会社株主と同等の企業集団の内部者と位置付けている。

この方針のもとで企業集団による「取得」（資本連結）が行われる。この場合、親会社説では、子会社の取得原価を投資額として部分時価評価法（段階法）を採用し、買入れのれんを計上する。支配権獲得後の持分変動は、連結企業集団外部の少数株主との取引であることから損益取引として、のれん及び損益を計上する。一方、経済的単一体説では、子会社の時価を投資額として全面時価評価法（一括法）を採用し、全部のれんを計上する。支配権獲得後の持分変動は、連結企業集団内部の少数株主との取引であることから資本取引として、企業集団の自己株式の取得又は処分として扱う。いずれかの方針に明確に基づいて連結財務諸表が作成されることにより、連結会計情報の投資意思決定有用性が一層高まると考える。

## (3) 資金調達と連結会計情報

連結財務諸表は企業が資本市場から資金調達を行う直接金融のもと米国で発達してきた。

株式の分散化による「所有と経営の分離」により、株主は経営に参加せず利益配当を求めた。このような状況下、経営者主導のもと多角化によるリスク分散戦略及び事業の拡大化のためコングリマリット型統合が行われ、投資とその成果の開示のため収益費用観のもと親会社説による連結会計情報が開示された。

株式を大規模に所有する投資ファンドは、株主価値の向上を求め経営に参画してきた。それに伴い経営者は資本市場における企業価値の向上のためシナジー効果を求めM&Aによる組織再編を行うようになった。これに対応して、企業集団の企業価値の開示に向け資産負債観のもと経済的単一体説による連結会計情報が開示されるようになった。

現在、企業活動のグローバル化により、グロー

バルな資金調達に対応した I F R S による連結会計情報の開示要請が高まっている。

日本は、間接金融によるメインバンク制のもとで企業グループを形成し、高度成長を遂げてきた。このため、株式取得による支配に基づく企業集団は形成されず連結会計情報は重視されてこなかった。

日本のバブル経済の崩壊により、外国人機関投資家が日本の資本市場に参入し直接金融が進展した。1997年6月「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」が企業会計審議会より公表され、個別情報を中心としたディスクロージャーから連結情報を中心とするディスクロージャーへの転換が図られた。

2007年8月、I A S B とともに「東京合意」を発表し、I F R S とのコンバージェンスが提言され、2011年3月、改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」が公表され現在に至っている。

以上のとおり、連結会計情報は企業の資金調達のための開示制度として重要な役割を果たしている。

## 7 今後の展望

今後の連結会計情報に関する展望として以下の2点を挙げる。

### (1) 連単分離

連結財務諸表の情報提供機能を重視し意思決定有用性を有する会計情報を開示するため I F R S とのコンバージェンスを進展させ、国際的資金調達を促進させる。一方、個別財務諸表は、国内制度の円滑な運用のため日本基準により利害調整機能を維持し、日本の固有の事情による税法及び会社法に対応する。この場合、個別財務諸表と連結財務諸表の齟齬は連結財務諸表作成時に調整することになる。(さらに、コンバージェンスの進展のため連結基礎概念を経済的単一体説の立場において行う。) 国内において資金調達を図る企業は個別財務諸表を開示し、国際的に大規模な資金調

達を図る企業は連結財務諸表による開示を主流とすることになる。こうして、企業が選択する資金調達方法に応じた財務諸表開示により多様な資金調達方法と投資対象を確保する。

### (2) 個別財務諸表における子会社株式の時価(公正価値)評価による開示

連結会計情報において資産負債観のもとで経済的単一体説が採用されるにともない、個別財務諸表においても、原則として「子会社株式」について時価(公正価値)評価による開示を行う。これにより、事業投資としての開示よりもM&Aを始めとする組織再編に対応した情報開示が可能になり、コンバージェンスの進展が図れる。(IFRS 9 par.4.1)

具体的な会計処理としては、その他有価証券と同様の会計処理により評価損益を配当可能利益に参入せずに資本直入項目として国内制度との調和を図ることになる。

## 注

<sup>1</sup> 企業会計基準第22号第1項

<sup>2</sup> 照屋行雄(2001)p42

<sup>3</sup> 若杉(2004) p372は、「資本主理論は所有と経営の分離していない個人企業の実態に適合するものとして妥当性をもっている。しかしながら所有と経営の分離した大規模株式会社においては、資本主のほとんどは企業の経営に直接参画しない、たんなる資金提供者にすぎないものとなって、債権者との実質的相違が失われてゆく。このような場面においては、資本主を会計の主体とする考え方は妥当性を失う」とする。

<sup>4</sup> 若杉(2004) p372は、「企業主体理論は、企業の大規模化が進み、所有と経営の分離が行われている経済情勢の下で、経営に参加しない株主が大半を占める企業にあつては、経営的に株主は単なる資金提供者として債権者と同質化している現実を反映した考え方である。」とする。

<sup>5</sup> 企業会計基準第22号第15項

<sup>6</sup> 同 第16項

<sup>7</sup> 同 注4

- <sup>8</sup> 属性の維持とは測定単位である通貨が換算により変わっても、会計情報の貨幣的価値が維持されることである。川本(2002)p108は、「実際に測定の対象とされた、ある特定時点における現地の貨幣価格を、その時点における本国の貨幣価格に転換することが、属性を変更しない換算」とする。
- <sup>9</sup> 現行の「外貨建取引等会計処理基準」においては、「在外子会社等の独立事業体としての性格がつよくなり、現地通貨による測定値そのものを重視する傾向がつよまったこと」及び「テンポラル法による財務諸表項目の換算が実務的に著しく困難になっているという事情を考慮」して決算日レート法が採用されている。従って、「資産及び負債については決算時の為替相場により換算し、資本については親会社による株式の取得時の為替相場を付する」また、「損益項目の円換算に関しては、期中平均相場によることを原則としつつ、決算時の為替相場によることも妨げない」とする。
- <sup>10</sup> 企業会計基準第22号第9項
- <sup>11</sup> 企業会計基準第22号第10項
- <sup>12</sup> 企業会計基準第22号第17項
- <sup>13</sup> 若杉(2009)p285は、子会社の会計方針につき「①その経営上の諸特性を反映した独自性のゆえに、親会社のそれと異なることが妥当なものおよび②親・子会社で会計方針を共通のものとして定めても、子会社の個別財務諸表が適正性や真実性を失うことのないもの」と分類して設定することとして、②については、会計方針の統一を図る。開示される連結財務諸表は本文で述べた財務諸表とほぼ同一のものになると考える。
- <sup>14</sup> 「連結財務諸表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として作成しなければならないから、親子会社間の会計処理の統一は、各個別財務諸表の作成段階で行うのが原則である。なお、親会社又は子会社の固有の事情により会計処理の統一が図られていない場合には、連結決算手続上で修正を行わなければならない。」(監査・実務委員会報告第56号親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取り扱い)
- <sup>15</sup> 企業会計基準第22号第11項
- <sup>16</sup> 企業会計基準第22号注1。さらに連結のための個別財務諸表の修正について「親会社及び子会社の財務諸表が、減価償却の過不足、資産や負債の過大又は過小計上等により当該企業の財政状態及び経営成績を適正に表示していない場合には、連結財務諸表の作成上これを適正に修正して連結決算を行う。ただし、連結財務諸表に重要な影響を与えないと認められる場合には、修正しないことができる。」(同注2)とする。また、子会社の資産及び負債の評価について「評価差額に重要性が乏しい子会社の資産及び負債は、個別貸借対照表上の金額によることができる。」(同第22項)、未実現利益の消去について「未実現利益の金額に重要性が乏しい場合には、これを消去しないことができる。」(同第37項)
- <sup>17</sup> 企業会計基準第22号 注11, 注13
- <sup>18</sup> 企業会計基準第22号第12項
- <sup>19</sup> 企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」
- <sup>20</sup> この項の史的事実、小栗崇資(2002)による。
- <sup>21</sup> 高須教夫(2002),p17
- <sup>22</sup> 同 p27
- <sup>23</sup> 同 p41
- <sup>24</sup> 同 p44
- <sup>25</sup> 同 p336
- <sup>26</sup> 企業会計基準第22号第6項
- <sup>27</sup> 企業会計基準第22号第7項(1)
- <sup>28</sup> 企業会計基準第22号第7項(2)
- ①自己の計算において所有している儀悦健と、自己の出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権と合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めていること。
- ②役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の企業の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。
- ③他の企業の重要な財務及び営業又は事業の方針の

決定を支配する契約等が存在すること。

- ④他の企業の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているもの）の総額の過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係がある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）
- ⑤その他他の企業の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

<sup>29</sup> 企業会計基準第22号第7項(3)

自己の計算において所有している議決権（当該議決権を保有していない場合を含む。）と、自己の出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めている企業であって、かつ、上記(2)の②から⑤までのいずれかの要件に該当する企業。

<sup>30</sup> 企業会計基準第22号第7項(1)

<sup>31</sup> 企業会計基準第22号第14項(1),(2)

<sup>32</sup> 企業会計基準第22号 注3

<sup>33</sup> 企業会計基準第22号第7-2項

<sup>34</sup> パワー（power）とは、関連性のある活動を指図する現在の能力。関連性のある活動とは、投資先の活動のうち投資先のリターンに重要な影響を及ぼす活動である。とIFRSは定義する。

<sup>35</sup> IFRS.10.Par.4 範囲

親会社である企業は、連結財務諸表を表示しなければならない。本基準は、次の場合を除き、すべての企業に適用される。

(a)親会社は、次の条件のすべてを満たす場合は、連結財務諸表を作成する必要がない。

1 親会社が他の企業の100%子会社であるか、又は他の企業の100%未満の子会社であり、他の所有差（それ以外では議決権を与えられていない者も含む）が、親会社が連結財務諸表を表示しないことを知らされていて、それに反対していないこと。

2 親会社の負債性又は資本性金融商品が公開市場（国内又は外国の株式市場又は店頭市場、ローカル及び地域市場を含む）で取引されていないこと。

3 親会社が、財務諸表を証券委員会『その他の規制機関に公開市場で何らかの種類の証券を発行する目的で提出しておらず、提出する過程にもないこと。

4 親会社の最上位の親会社又はいずれかの中間親会社が、IFRSに準拠した公表用の連結財務諸表を作成していること。（以下略）

<sup>36</sup> 本文の事件を受け制定された、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（2011）第16項(4)は「連結会計基準第7項にいう他の企業の意思決定機関を支配していることに該当する要件を満たしていても次のすべてを満たすようなときは」子会社に該当しないケースとして以下の4つを挙げる。

①売却等により当該他の企業の議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画があること

②当該他の企業との間で、当該営業取引として行っている投資又は融資以外の取引がほとんどないこと。

③当該他の企業は、自己の事業を単に移転したり自己に代わって行うものとはみなせないこと。

④当該他の企業との間に、シナジー効果も連携関係も見込まれないこと。

なお、ベンチャーキャピタルなどの投資企業について、同項は、「投資先の事業そのものによる成果ではなく、売却による成果を期待して投資価値の向上を目的とする業務を専ら行う企業」と定義する。連結財務諸表の目的を、親会社の投資とその成果の開示とする親会社説においては連結の範囲から除かれるが、企業集団全体の価値の変動の開示とする経済的単一体説によれば連結の範囲に含まれると考える。

<sup>37</sup> 企業会計基準第21号第23項

<sup>38</sup> 企業会計基準第21号第28項

<sup>39</sup> 企業会計基準第21号第32項

<sup>40</sup> 企業会計基準第21号第33項

<sup>41</sup> 企業会計基準第22号第36項

## 参考文献

## ＜日本語文献＞

- 秋葉賢一(2008)「連結の範囲をめぐる会計基準の動向」『企業会計』60巻10号p18-25
- 伊藤邦雄(2008)『ゼミナール 現代会計入門[第7版]』日本経済新聞社
- 小栗崇資(2002)『アメリカ連結会計生成史論』日本経済評論社
- 越智淳(2012)「IFRSと日本基準の差異による連結範囲への影響」『企業会計』64巻5号P50-57
- 海老澤栄一他(2006)『コーポレート・ガバナンスの新展開』神奈川大学国際経営研究所
- 川本淳(2002)『連結会計基準論』森山書店
- 川本淳(2010)「連結と単体の関係についての基本的な概念」『企業会計』64巻5号P35-42
- 小林伸行(2008)「ベンチャーキャピタルの連結上の扱いについて」『企業会計』60巻10号p26-34
- 企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳『2012国際財務報告基準』中央経済社(IASB 2012 International Financial Reporting Standards)
- 企業会計基準委員会(2006)「討議資料財務会計の概念フレームワーク」
- 企業会計基準委員会(2008)企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」
- 企業会計基準委員会(2010)企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」
- 企業会計基準委員会(2009)企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」
- 企業会計基準委員会(2010)企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」
- 企業会計基準委員会(2011)企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」
- 企業会計基準委員会(2011)企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」
- 企業会計基準委員会(2011)実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取り扱い」
- 企業会計審議会(1982)「企業会計原則・注解」
- 企業会計審議会(1998)「税効果会計に係る会計基準」
- 企業会計審議会(1999)「外貨建取引等会計処理基準」
- 企業会計審議会(2009)「我が国における国際会計基準の取り扱いに関する意見書(中間報告)」
- 菊谷正人・吉田智也(2010)『連結財務諸表要説[改訂版]』同文館
- 小宮山賢(2012)「連単分離と会計基準」『企業会計』64巻5号P26-34
- 斉藤静樹(2009)『会計基準の研究』中央経済社
- 斉藤静樹(2010)『企業会計とディスクロージャー』東京大学出版会
- 新日本監査法人(2008)『決算書作成の実務[第2版]』中央経済社
- 醍醐聡(2009)『会計学講義[第4版]』東京大学出版会
- 高須教夫(2002)『連結会計論』中央経済社
- 土屋守章・岡本久吉(2006)『コーポレート・ガバナンス論』有斐閣
- 土屋守章(2007)『現代経営入門』新世社
- 照屋行雄(2001)『企業会計の構造』税務経理教会
- 照屋行雄(2008)『企業会計の基礎[第2版]』東京経済情報出版
- 株式会社日興コーディアルグループ「株式会社日興コーディアルグループ特別調査委員会調査報告書」(2007)
- 日本公認会計士協会(2006)「監査・保証実務委員会報告第56号「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取り扱い」
- 野村健太郎(2008)『現代財務会計[四訂新版]』税務経理教会
- 二村雅子(2012)『持分変動差額の会計—取引の捉え方に着目した分析—』産業経理60巻3号P93-103
- 古内和明(2012)「連結・単体会計の実務上の留意点—「会計基準の特例」を採用する企業を参考とした考察」『企業会計』64巻5号P43-49
- マークス・フックス他(2012)「連単の取扱いにおける欧米の動向—日本の議論の動向を踏まえて」『企業会計』64巻5号P58-68
- 山地範明(2012)『支配概念をめぐる論点—連結会計との関係を中心に』『企業会計』64巻9号P128-132

吉井一洋(2008)「利用者からみた連結開示の問題点」  
『企業会計』60巻10号p44-54

若杉明『企業会計基準の構造』実務会計社

若杉明(1999)『会計ディスクロージャーと企業倫理』  
税務経理協会

若杉明編(2001)『コーポレート・ガバナンスと企業  
会計』ビジネス教育出版社

若杉明(2004)『最新財務諸表論』ビジネス教育出版  
社

若杉明(2009)『企業会計の基礎的考え方』LEC出版

#### <外国語文献>

American Accounting Association (AAA)  
[1966], *A Statement of Basic Accounting  
Theory* : AAA (飯野利夫訳、『基礎的会計理論』  
国元書房)

Baxter, G.C. and Spinney, J.C., *A Closer  
Look at Consolidated Financial Statement  
Theory* : CA magazine, Vol.106, No.1,  
January 1975, pp31-36 and Vol.106, No.2,  
February 1975, pp31-35.

Child, W.H.[1949], *Consolidated Financial  
Statements : Principles and Procedures* :  
Cornell University Press.

CAP[1959], *Accounting Research Bulletins  
No51 : Consolidated Financial Statements* :  
American Institute of Accountants.

FASB[1991], *An Analysis of Issues Related to  
Consolidation Policy and Procedures, Dis-  
cussion Memorandum* : FASB, September  
10, 1991.

IASB[2012a], IFRS7 :Financial Instruments ;  
Disclosures : IASB.

IASB[2012a], IFRS9 :Financial Instruments :  
IASB.

IASB[2012a], IFRS10 : *Consolidated Financial  
Statements* : IASB.

May, G.O. [1943], *Financial Accounting : A  
Distillation of Experience* : Macmillan (木  
村重義訳、『財務会計：経験の蒸留』ダイヤモン  
ド社)

Moonitz, M. [1951], *The Entity Theory of  
Consolidated Statements* : Brooklyn(片野一  
郎監訳・白鳥庄之助訳注、『ムーニッツ 連結財  
務諸表論』同文館)

Paton, W. A., and A. C. Littleton [1940], *An  
Introduction to Corporate Accounting  
Standards* : American Accounting Association  
(中島省吾訳、『会社会計基準序説』森山書店)